

受講手続き案内

佐賀労働局長登録1-8
有効期間満了日令和11年3月30日

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。また、事業者は労働安全衛生法施行令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければなりません。

また、**金属アーク溶接等作業において発生する溶接ヒューム**について、特定化学物質に追加されました。金属アーク溶接作業については、**本技能講習を修了した者又は金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しなければならなくなりました。**

- ① 講習日 申込書のとおり
② 講習会場 当協会講習場（佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277）
- 定員 70名
- 講習科目・時間・受講料（申込書の2ページ目に掲載）
- 申込方法
申込書に、所定事項を記入し、下記5の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し（詳細は申込書兼受講票をご確認ください）

- 持参の場合：当協会窓口に「申込に必要なもの」を持参してください。
- 郵送の場合：現金書留封筒に「申込に必要なもの」を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 （一社）佐賀県労働基準協会
- 振込の場合：「申込に必要なもの」②以外をFAXかメールで送付後、次の口座に振り込んでください。
（※FAXは、高画質で（解像度を上げて）お送りください。）
（※FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、郵送をお願いする場合があります。）

【振込口座】 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 （社）佐賀県労働基準協会

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から申込書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会 [検索](#)

FAX 0952-37-8278

E mail kosyusakikyo@lib.bbiq.jp



5 注意事項

- FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「仮受付」となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」となります。
ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。
- 受講料の入金については、[適格請求書等に該当する領収証を発行します。](#)
- 「本受付」後に、頂いた申込書に受講番号を付してお送りしますので、地図、用意する物等の注意事項を記載したもの（申込書の次頁に掲載）と一緒に[受講される方に必ず、お渡しください。](#)
- テキストは初日に配布します。
- 当日のお申し込みは受理いたしません。